

医療等に係る消費税問題の抜本的解決を求める意見書

いわゆる「団塊の世代」が全て75歳以上となる平成37年（2025年）に向けて、制度の持続可能性を確保しつつ国民皆保険を堅持しながら、あらゆる世代の国民一人一人が状態に応じた安全・安心で質が高く効率的な医療を受けられるようにすることが重要である。

このような状況の下、消費税率が10%に引き上げられることが予定されている中、医療に係る消費税等の税制のあり方が国において検討されている。

社会保険診療は、消費税法上、非課税取引と位置付けられているため、医療機関等が社会保険診療を行うために医薬品や設備等を仕入れる際の消費税負担は、医療機関等にとって実質的な負担にならないよう診療報酬等で上乗せする仕組みとなっている。

しかしながら、消費税上乗せ分の補てん状況にばらつきが見られることや、個々の医療機関等の仕入れ構成に対応できず、特に高額な設備投資にかかる負担が大きいとの指摘等が行われている。

よって、国におかれては、医療等に係る消費税のあり方について、医療機関等の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ、この問題の抜本的な解決に向けて適切な措置をされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年2月29日

熊本県議会議長 松田三郎

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山崎正昭様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	塩崎恭久様